

## 入札（見積）結果調書

件名	常磐公共駐車場管理運営業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号				
契約の相手方	旭川市花咲町3丁目 公益財団法人 旭川市公園緑地協会				
契約金額	2,885,300円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税262,300円)				
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで				
契約担当課	社会教育部 中央図書館				
入札(見積)日時	令和8年3月26日(木)午後5時15分				
入札（見積）結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	2,623,000			決定
一者特命の 随意契約と した理由	<p>常磐公共駐車場は、常磐公園に隣接するその他の公共駐車場と基本的な利用条件を共通化し、公園及び周辺施設にアクセスする利用者のニーズに応じている。</p> <p>公園隣接の公共駐車場は、その管理を常磐公園の指定管理者である旭川市公園緑地協会が一括して行っており、同協会への委託によりそれらが一体的に管理され、人員の柔軟な配置や満車時の誘導など効率的な運営と経費節減が可能となることから、上記1者を選定した。</p> <p>根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 旭川市随意契約ガイドライン5-(1) 旭川市契約事務取扱規則第17条ただし書</p>				